

公社債投信8月号

追加型投信/国内/債券

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券(注))	年1回	日本	ファミリーファンド

注…債券 一般

上記、商品分類および属性区分の定義については、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<https://www.toushin.or.jp/>

委託会社 **アセットマネジメントOne株式会社** [ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第324号

設立年月日 1985年7月1日

資本金 20億円(2020年4月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 15兆2,724億円(2020年4月末現在)

受託会社 **株式会社りそな銀行** [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。

また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。

また、投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

この目論見書により行う『公社債投信8月号』の募集について、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2020年7月3日に関東財務局長に提出しており、2020年7月19日にその届出の効力が生じております。

<ファンドに関する照会先>

アセットマネジメントOne株式会社ホームページアドレス <http://www.am-one.co.jp/>コールセンター **0120-104-694** 受付時間は営業日の午前9時~午後5時

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<ファンドの目的>

■主としてわが国の公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

<ファンドの特色>

■当ファンドは、公社債A号マザーファンドへの投資を通じてまたは直接わが国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

◆主としてわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などの公社債で運用します。

余剰金はコール・ローンなどで運用します。

◆組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

●財形貯蓄制度の取り扱い

「財形貯蓄」とは、勤労者財産形成促進法に基づいて行われる貯蓄です。この法律は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

この法律において、いわゆる「財形資産形成のための措置」として、勤労者財産形成貯蓄（一般財形）、勤労者財産形成住宅貯蓄（住宅財形）、勤労者財産形成年金貯蓄（年金財形）の制度が設けられています。

財形貯蓄制度を利用できるのは、販売会社と「勤労者財産形成貯蓄約款」または「勤労者財産形成年金貯蓄約款」あるいは「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」にしたがって契約を結んだ方です。ただし、当該投資者が勤務する勤務先の会社（事業主）が当ファンドを財形貯蓄制度商品として導入している場合に限りです。

買い付けは、原則として事業主を通じて給与などからの天引きにより行います。

財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄をご利用の場合、両方合わせて、550万円以内の元本から生じる収益分配金などが非課税扱いとなります。

ただし、両財形とも目的（年金や住宅）以外の払い出しを行う場合、遡及課税が行われます。

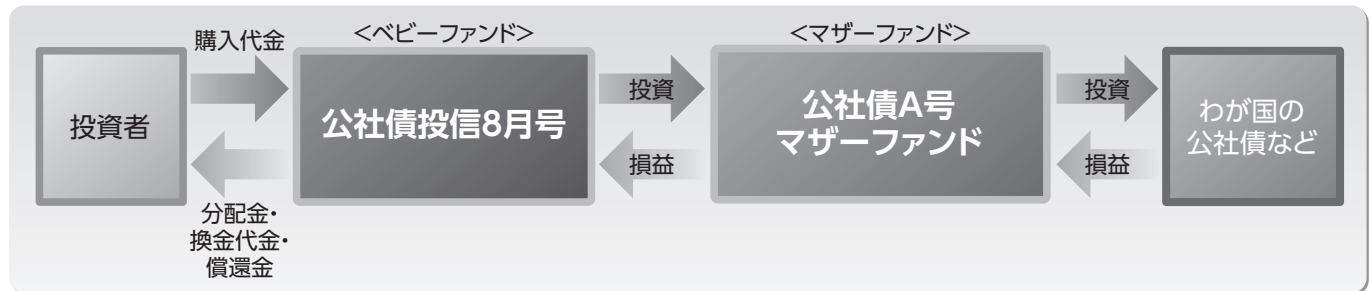
詳しくは、販売会社または事業主にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などは、上記の内容が変更される場合があります。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド(当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド(当ファンド)でわが国の公社債などを直接組み入れる場合があります。

主な投資制限

公社債への投資割合	公社債への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

■原則として、年1回(毎年8月19日。19日および20日のいずれかが休業日の場合は、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日。)の決算時に、収益の分配を行います。



◆分配金は期中の運用成果によって決定されます。原則として、運用収益(純資産総額の元本超過額)の全額を分配します。純資産総額が元本の額を下回った場合、分配を行いません。

決算日の「分配前」基準価額	収益分配
1万円を上回っている場合	原則、1万円超過分を全額分配
1万円を下回っている場合	分配を行いません

<基準価額の変動要因>

■当ファンドは、値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

金利変動リスク	金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。 公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	公社債などの格付けの引き下げ等は、基準価額の下落要因となります。 公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。 有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ◆有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ◆投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- ◆当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)において、設定・換金や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

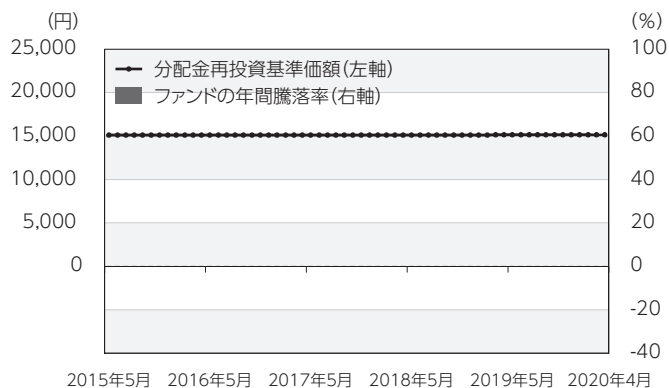
<リスク管理体制>

- ◆委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

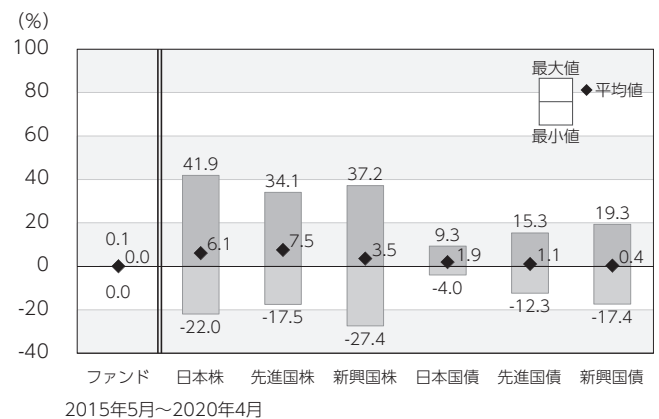
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1991年5月1日の当ファンドの基準価額(10,510円)に合わせて指数化しています。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

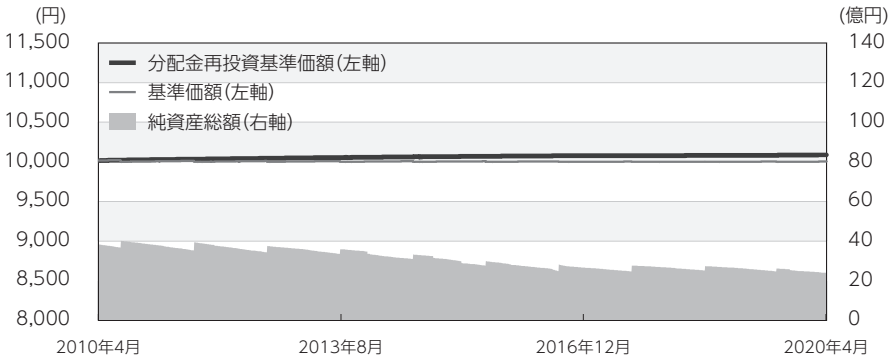
*各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

データの基準日:2020年4月30日

<基準価額・純資産の推移> (2010年4月30日～2020年4月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:1971年8月20日)

<分配の推移> (税引前)

2015年8月	7円30銭
2016年8月	5円64銭
2017年8月	2円75銭
2018年8月	1円80銭
2019年8月	2円76銭
直近10年間累計	82円65銭

※分配金は1万口当たりです。

<主要な資産の状況>

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	公社債A号マザーファンド	99.98

■公社債A号マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

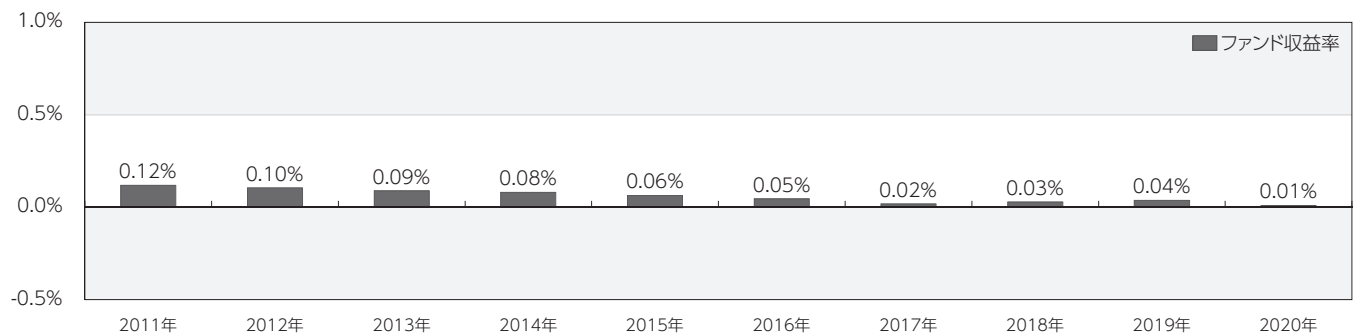
資産の種類	比率(%)
特殊債券	3.69
内 日本	3.69
社債券	82.47
内 日本	82.47
其他有価証券	12.82
内 日本	12.82
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1.02
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	3回 アプラスフィナンシャル社債	社債券	日本	0.64	2020/6/19	3.53
2	5回 日本梱包運輸倉庫社債	社債券	日本	0.614	2020/12/18	3.22
3	6回 西松建設社債	社債券	日本	0.5	2020/7/24	3.21
4	楽天カード CP 20200520	其他有価証券	日本	—	2020/5/20	3.20
5	東銀リース CP 20200618	其他有価証券	日本	—	2020/6/18	3.20
6	楽天カード CP 20200626	其他有価証券	日本	—	2020/6/26	3.20
7	みずほリース CP 20200610	其他有価証券	日本	—	2020/6/10	3.20
8	47回 ソフトバンク社債	社債券	日本	1.36	2020/6/18	2.89
9	7回 日本特殊陶業社債	社債券	日本	0.296	2020/10/27	2.89
10	4回 五洋建設社債	社債券	日本	0.14	2020/9/15	2.89

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2020年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

<お申込みメモ>

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	追加信託設定日の前日の基準価額(当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	販売会社が定める時間
購入の申込期間	2020年7月21日から2020年8月19日まで
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	無期限(1971年8月20日設定)
繰上償還	当ファンドを償還することが受益者のため有利であると認める場合、やむを得ない事情が発生した場合などには繰上償還することがあります。
決算日	毎年8月19日(19日および20日のいずれかが休業日の場合は、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日)
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	1,000億円
公告	原則として、電子公告により行い、ホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は公社債投資信託として取り扱われます。
追加信託設定日	2020年8月20日

<ファンドの費用・税金>

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用						
購入時手数料	ありません。					—
信託財産留保額	ありません。					—
換金時手数料	換金時に1万口につき以下に定める区分に応じた換金時手数料が差し引かれます。					換金の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。
	購入時期		換金時手数料			
	2001年3月21日以前		1万口につき110円(税抜100円)			
	2001年4月20日以降		1万口につき27.5円(税抜25円)以内の額*			
※換金時手数料は販売会社ごとに異なります。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
運用管理費用 (信託報酬)	日々のファンドの純資産総額に年換算収益率※ ¹ に応じた以下に定める率を乗じて得た額とします。					信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	年換算収益率		信託報酬(対純資産総額・年率)			
	0.287%以上※ ²		1.1798%(上限値)			
	0.20%以上0.287%未満		0.12302%			
	0.10%以上0.20%未満		0.06111%			
	0.10%未満		0.01008%以内			
	※ ¹ 当該計算日までの3ヵ月間の基準価額(分配金を含みます。)の年換算収益率					
	※ ² 年換算収益率が0.287%以上の場合、信託報酬(年率)は次の式で計算されます。 信託報酬(年率)＝年換算収益率(%)×0.123810+0.00251190 (ただし、信託報酬(年率)の上限は1.1798%)					
運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。						
<運用管理費用(信託報酬)の配分>						
年換算収益率	0.287%以上		0.20%以上 0.287%未満	0.10%以上 0.20%未満	0.10%未満	
信託報酬 (対純資産総額・年率)	1.1798% (上限値)	1.1798% 未満	0.12302%	0.06111%	0.00100%*	—
委託会社	0.36501%	左記と同比率 になるよう 案分	0.03167%	0.01167%	0.00008%*	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	0.76479%		0.06635%	0.02444%	0.00017%*	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託会社	0.05000%		0.05000%	0.02500%	0.02500%	0.00075%*
※販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、当該配分に対する消費税等に相当する金額を含みます。 *2020年4月30日時点の信託報酬率は、年率0.00100%となっています。						
その他の費用・手数料	監査法人に支払うファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などを、その都度(監査報酬は毎日)計上(ファンドの基準価額に反映)し、投資信託財産が負担します。 ※「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。					

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の税率です。(非課税制度などをご利用の場合は、異なる場合があります。)

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	利子所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2020年4月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更されることがあります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。